

KAIZEN CPA LIMITED 啓源会計士事務所株式会社

Rooms 2101-05, 21/F., Futura Plaza 111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong 香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室 T: +852 2341 1444 E: info@kaizencpa.com

シンガポールのたばこ輸入/卸売ライセンスの申請

「たばこ(広告販売管理)法」及びその規定により、シンガポールにおいてたばこ製品を輸入・卸売しようとする会社又は企業は、健康科学庁(HSA)にたばこ輸入/卸売ライセンスを申請する必要があります。

ライセンシーは、ライセンスで許可されている場所にのみたばこ製品を保存することができます。ライセンシーは保存施設の使用に対して合法的な権利を持っていることを証明する書類を提供しなければなりません。管理機関はその書類のない場合、有効期間でライセンシーのライセンスを取り消すことができます。

ライセンシーは、ライセンスで許可されている場所に発生する許可されたたばこ製品に関する活動及び取引の実行を担当・確保する必要があります。ライセンシーは輸入されるタバコ製品のその他の変種及びその他のタバコ製品(管理機関に登録されていない場合)について、書面で管理機関に通知しなければなりません。シンガポールでは、要求に応じてタバコ製品のその他の変種及びその他のタバコ製品は輸入される前14日以内に管理機関に提供する必要があります。

最低法定年齢未満の者は許可されている場所にたばこ製品を販売したり、販売のために募集・所持したり、又はたばこ製品の販売又は提供を許可されたりすることができません。2019 年 1 月 1 日、たばこ製品を購入、使用、所有、提供する最低法定年齢は 18 歳から 19 歳に引き上げました。最低法定年齢は 2020 年 1 月 1 日に 20 歳に、2021 年 1 月 1 日に 21 歳に引き上げました。

同法により、ニコチンとタールの収量制限はそれぞれ 1.0mg と 10.0mg です。輸入、 卸売、小売されるシガリロについて、1 パックあたり 20 本以上は必要です。ライセン シーはまた、全てのたばこ製品に同法に該当する強制的な健康警告を表示してい ることを確認する必要があります。さらに、シンガポールはたばこ製品及び喫煙行 為を模した代替品に関する広告を禁止しています。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F. Di Wang Commercial Centre 5002 Shennan Road East Luohu District, Shenzhen, China 中国深セン市羅湖区深南東路5002号 地王商業センター12階1203-06室 **T**: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B Guangqi Culture Plaza 2899A Xietu Road, Xuhui District Shanghai, China 中国上海市徐匯区斜土路2899甲号 光啓文化広場B棟6階603室

T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F. Interchina Commercial Building 33 Dengshikou Street Dongcheng District, Beijing, China 中国北京市東城区灯市口大街33号 国中商業ビル3階303室

T: +86 10 6210 1890

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court Singapore 069538 セシルストリート138号 セシル・コート13階1302室 郵便番号: 069538 **T**: +65 6438 0116

SINGAPORE シンガポール

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4 Chung Hsiao East Road Daan District, Taipei Taiwan 10688 台湾台北市大安区忠孝東路四段 142号3階303室 郵便番号: 10688 T: +886 2 2711 1324

NEW YORK = ユーヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F. New York, NY 10013, USA 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 キャナルストリート202号3階303室 郵便番号: 10013 **T**: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park Bromley, Greater London BR1 1LU, UK 英国グレーター・ロンドンブロムリー フィールドパーク1号3階319室 郵便番号: BR1 1LU T: +44 20 8176 3860

1. サービスと費用

当事務所が健康科学庁(HSA)にたばこ輸入/卸売ライセンスを申請するサービス費用は 2,500 シンガポールドル(以下「SGD」という)です。上述の費用には 2,750SGD の HAS への申請料が含まれません。

当事務所が健康科学庁(HSA)にたばこ輸入/卸売ライセンスを更新するサービス費用は 2.000SGD です。上述の費用には 2.450SGD の HAS への更新料が含まれません。

具体的には以下の通りです。

- (1) シンガポールにおけるたばこ輸入/卸売ライセンスの申請・更新に関する各問題を回答する
- (2) ライセンスの申請・更新に必要な書類の収集や準備に支援する
- (3) 申請・更新に必要な書類を作成する
- (4) クライアント様の書類への署名を手配する
- (5) 健康診断書類をシンガポール HAS に提出する
- (6) ライセンスの申請・更新について HAS と連絡し、HAS からのお問い合わせを対応する

2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行 口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考 欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供し てください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提 供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

3. 申請要件

輸入/卸売ライセンスを申請するには、以下の全ての要件に該当しなければなりません。

- 会社は会計企業規制庁(ACRA)に登録されていること。
- 申請者はシンガポール国民、シンガポール永住者、又は入国管理庁(ICA)によって発行された FIN を持っている者(即ち、アントレパス又は就労ビサを持っている者)であること。
- 申請者は会社の取締役、パートナーシップのパートナー、又は自営業者であること。

4. 必要な書類

申請は、HAS の公式ウェブサイトによって提供されている電子申請サービスを通じて行われます。 新しいライセンスの申請料は 2,720 円です。ライセンスが発効する前に取り消され、キャンセルされ、又は拒否される場合、100SGD の管理費は請求され、残りの 2,620SGD は会社に返金されます。

ライセンスを申請するには以下の書類を HAS に提供する必要があります。

- (1) 申請者の身分証明書類のコピー
- (2) 商業登記証のコピー
- (3) 倉庫の賃貸借契約書のコピー
- (4) 製造業者が輸入されるタバコ製品を認可する書類(又は輸入業者が卸売業者を認可する書類)
- (5) タールとニコチンの検査測定結果
- (6) GIRO Form

特に説明しない限り、ライセンスの有効期間は1年となります。

ライセンスの費用は年に 1 回、申請の際に納付されます。その後の支払は GIRO が行う必要があります。その後、毎年のライセンスの更新料は 2,400SGD です。

5. 所要時間

一般的に、申請に必要な書類を受け取った日から計算され、申請の所要時間は約 14 営業日です。 その時間は申請を受領する日から申請を承認・拒否する日までです。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com